

# 共催及び後援に関する規程

## 第1条 目的

この規程は新潟県中学校教育研究会（以下「県中教研」という）が、県中教研以外のものを行う教育関係事業（以下「事業」という）を共同主催し、及び後援することに関して必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 共催・後援の定義

- 1 共催 事業の企画又は運営に参画し共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- 2 後援 事業の主旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

## 第3条 承認の基準

事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる承認基準により、当該事業の共催又は後援の承認を行うものとする。

### 1 主催者についての承認基準

次に掲げるものの一に該当する主催者とする。

- (1) 国もしくは新潟県又はこれらの行政機関
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (4) その他県中教研が適当と認めるもの

### 2 事業内容についての承認基準

次に掲げるもののすべてに該当する事業内容とする。

- (1) 中学校教育の振興に寄与するもので、営利を目的としない事業であること。また、宗教及び政党の活動と認められるものは除く。
- (2) 事業規模が原則として、全県にわたるものであること。
- (3) 県中教研の方針及び施策に反しないものであること。

## 第4条 承認の手續

- 1 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は別記1号様式によるものとして事業実施30日前までに提出させるものとする。
- 2 前記の申請を受理した時は、承認するかどうか決めて事業の主催者に通知するものとする。
- 3 事業の主催者に対する回答は別記2号様式によるものとする。

## 第5条 報告

後援した事業について、県中教研の運営上必要があると認められるときは、事業の主催者に対し、別記第3号様式による報告書の提出を求めるものとする。

## 第6条 経費

経費の負担は原則として行わないものとする。

## 第7条 承認の取り消し

主催者が当該事業の実施にあたり申請内容と異なった場合は承認を取消することができる。

## 附 則

- 1 この規定の改廃については、評議員会において審議決定する。
- 2 この規程は昭和57年10月12日から施行する。

1号様式

## 共催（後援）申請書

年 月 日

新潟県中学校教育研究会 会長 様

(申請者)住 所  
団体名  
代表者職・氏名

下記事業の共催（後援）をいただきたいので承認くださるよう申請します。

### 記

- 1 事業の名称
- 2 主催者・後援者
- 3 事業の趣旨
- 4 場所・日時
- 5 参加予定者
- 6 連絡先氏名・電話番号・E-mailアドレス（メールでの連絡が可能な場合）

### 添付書類

- 事業の実施要領、チラシ・パンフレット等事業内容がわかる資料
- 事業に係る収支予算書
- 返信用封筒（長3封筒に返信先住所・氏名を明記の上、84円切手を貼付したもの。E-mailでの連絡が可能な場合は添付不要。）

3号様式

共催（後援）事業実施報告書

年 月 日

新潟県中学校教育研究会 会長 様

(申請者)住 所  
団体名  
代表者職・氏名

さきに共催（後援）をいただいた事業が下記のとおり終了しましたので報告  
します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の実施場所・日時
- 3 事業の概要
- 4 事業の効果

**添付書類**

- チラシ、パンフレット、実施要領、プログラム等事業内容がわかる資料
- 事業に係る収支決算書